

## 2017年4月6日付韓国・毎日経済新聞報道に対する反駁

船杉力修（島根大学法文学部准教授）

2017年4月6日韓国・毎日経済新聞（電子版）において、「「独島は私たちの領土」証拠日本重要地図、韓国外交部に保管中」という報道が掲載された（<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?no=234390&year=2017>、2017年4月9日閲覧）。

### 【報道内容の要約】

日本が独島を自国領土と見なさなかったという事実が載った重要資料「官板実測日本地図」を韓国政府の外交部が20年余前から隠密に保管してきたことが確認された。このような事実は韓国国際法の大物と呼ばれる故ペク・チュンヒョン（白忠鉉）ソウル大法大教授10周忌の行事を準備する過程で一步遅れて明らかになった。「官板実測日本地図」は、19世紀日本の江戸幕府主導の公信力のある官撰地図という点で意味が大きいというのが独島問題専門家の説明である。この地図は1870年に正式に発行され、「日本地図製作の母本」と呼ばれる。地図は1900年代初めの実測当時の江戸幕府の領土認識を正確に示している。以後明治時代の多くの官製地図も伊能忠敬の地図をもとにして作成された。ところで、この地図を見れば隠岐諸島は見えるが、その上に位置しなければならない独島はどこにもない。当時日本が独島を自国領土と認識しなかったことが明確に分かる部分である。該当地図の写真が公開されたことはあるが、日本側は「官板実測日本地図」を通じて、独島領有権主張の虚構性が現れることを憂慮して、韓国研究者の資料へのアクセスを遮断してきた。地図を所蔵している日本のある大学図書館も地図に対する撮影さえ許諾せず、ペク教授は東京の専門書店を随時出入りしたあげく、地図を確保したと伝えられた。この地図は日本のキム・ジョンホ（金正浩）と呼ばれる伊能忠敬（1745～1818）が1800年から1817年まで17年の間、日本全体を実測して1821年完成した「大日本沿海輿地全図」をもとに作られたという点で歴史的意義がある。二つの地図いずれも独島と関連した、いかなる表記もなく、独島が韓国領土であることを示す重要な史料と評価される。韓国国内の代表的独島専門家である保坂祐二世宗大教授は、「忠敬の「大日本沿海輿地全図」は10回余りの実測を通じて作られたが、5次実測から江戸幕府が支援した国家事業であった」とし、「当時忠敬は10回の実測過程で独島を訪問しなかった。これは独島が日本の領土ではない直接的証拠であり、韓国領土という事実を示している」と説明した。ペク教授の次男であるペク・ヨンジンさんは、「1998年父が当時のお金で1000万円（1億ウォン）という巨額の私財を投じて地図を購入、韓国で持ってきたが、マスコミに知らせなかった」とし「当時韓日両国の間には「新韓日漁業協定」と「中間水域」に対する論議が進められる敏感な時期であった」と説明した。

### 【報道内容に対する反駁】

まず、反駁をする前に、この報道には、事実に関する間違いが多々見られるので、それを指摘したい。第1に、「官板実測日本地図」の発行年について、「この地図は1870年に正式に発行」とあるが、この地図が最初に発行されたのは慶応元（1865）年で、江戸幕府の洋学教育機関である開成所が発行した。続いて再版が慶応4（1868）年に同じく開成所から発行された。さらに明治3（1870）年に3版が開成所の後身である大学南校から発

行された。したがって、「1870年に正式に発行」という表記は間違いである。

第2に、「官板実測日本地図」は、「日本地図製作の母本」と呼ばれる」とあるが、これも間違いである。「官板実測日本地図」は幾度も版を重ね、また現存数が多く、ごくありふれた図と見做されているものの、明治以降の近代地図作製に影響を与えた形跡がみられないとされている。近代地図作製に影響を与えたのは「官板実測日本地図」の原図にあたる伊能図である。

第3に、「地図は1900年代初めの実測当時の江戸幕府の領土認識を正確に示している」とあるが、江戸幕府は慶応3(1867)年12月に廃止されているので、1900年代には江戸幕府は存在していない。したがって「1860年代」とするのが正確である。

第4に、「日本側は「官板実測日本地図」を通じて、独島領有権主張の虚構性が現れることを憂慮して、韓国の研究者の資料へのアクセスを遮断してきた。地図を所蔵している日本のある大学図書館も地図に対する撮影さえ許諾せず、ペク教授は東京の専門書店を随時に入出入りしたあげく、地図を確保したと伝えられた」とある点である。このうち「わが国が竹島領有権主張の虚構性が現れることを憂慮して、韓国の研究者の資料へのアクセスを遮断してきた」とあるが、その根拠が全く示されていない。ある大学図書館が資料撮影を許諾しなかったのは、該当地図は大きいもので2.2m×1.5mもあり、写真のデジタル化が進み、大型地図の撮影が容易にできるようになった現在であればともかく、ペク教授が該当地図を入手した1998年当時では、まだ大型地図の撮影は難しい状況であった。なお、「官板実測日本地図」は、昭和50(1975)年に人文社によって『日本地図選集 第9巻 江戸時代日本絵図並万国全図集成：官板実測日本地図・官板重訂万国全図』のなかで復刻されている。この本は、全国の都道府県立図書館、大学図書館に所蔵されており、韓国の研究者にアクセスを遮断することなどあり得ない。また復刻版は現在でもわが国の古書店で入手することができる。要するに、ペク教授は復刻版の存在すら知らなかったと考えられる。したがって、報道にある資料へのアクセス遮断云々というのは憶測に過ぎないだろう。

第5に伊能忠敬の測量について、「5次実測から江戸幕府が支援した国家事業」としているが、間違いである。第5次以降の測量は、江戸幕府の支援事業ではなく、江戸幕府の「直轄事業」である。第4次測量までは、幕府の支援を受けていたが、伊能忠敬の個人事業として行われていた。

次に報道内容に対する反駁である。報道では、伊能図、すなわち「大日本沿海輿地全図」と、この「官板実測日本地図」の「二つの地図いずれも独島と関連した、いかなる表記もなく、独島が韓国領土であることを示す重要な史料と評価される」としているが、これも間違いである。伊能図のうち、大図・中図・小図では、現在の竹島のほかに、現在ロシアが不法占拠している北方領土のうち、択捉島と歯舞群島、青森県の久六島、長崎県の男女群島が記されていない。伊能図の全体像を見ると、伊能図では海岸と主要な官道を実測したものの、内陸部や本土から遠く離れた離島は測量そのものを実施していないことが分かる。つまり、伊能図では現在の竹島以外の離島も記されていないことから、伊能忠敬が測量しなかったこと、また地図に記載がないことをもって、江戸幕府が自国領と認識していなかったとはいえないのである。

韓国国内の代表的独島専門家とされる保坂祐二世宗大教授によれば、「択捉と歯舞は伊能忠敬の第1次測量作業にあった範囲」としているが、その根拠が全く記されていない。人文科学の研究では当然のことであり、言うまでもないことであるが、地図に関する主張は、地図に関係する史料によって行われるべきである。寛政12(1800)年閏4月に幕府の勘定改役鈴木甚内・徒士目付細見権十郎から伊能忠敬に交付された最初の測量辞令書には、「測量為試蝦夷地江被差遣候」と、蝦夷地へ差し遣わされるとあるが、そのなかに択捉と歯舞が入っていたかどうか判然としない。さらに、同年5月29日箱館を出発した時に、箱館役所から沿道の村落に対して発した添触れには、「箱館よりクナシリ迄」とあり、択捉と歯舞は出ていない。結局伊能忠敬はネモロ(根室)近くのニシベツ(別海町西別)まで行き、帰路に就いた。結局、第一次測量では、測量対象となっていた根室や国後島だけでなく、測量対象となっていなかった択捉や歯舞も測量されなかったのである。また、伊能忠敬の蝦夷で到達した最東端、最北端は第一次測量時のニシベツであり、最終版伊能図「大日本沿海輿地全図」作製時には、伊能忠敬の測量した蝦夷地の南東岸以外の地域は、間宮林蔵の測量図が採用された。つまり、伊能忠敬によって測量されたかが日本領土であるかどうかを決定する要素になっていないことが分かる。

続いて、青森県の久六島について、保坂教授は「久六島は第2次測量作業の範囲に入っていた島」としているが、これも根拠が記されていない。また、東北地方の日本海側を測量したのは、享和元(1801)年の第2次測量ではなく、享和2(1802)年の第3次測量である。第3次測量の享和2(1802)年6月に、道中及勘定奉行から沿道の村落に出された触書には、「此度北国筋海邊浦々測量為御用被差遣ニ付」とあり、久六島が入っていたかどうか判然としない。また、測量日記をみても、久六島は出ていない。久六島は、青森県深浦町の西方約30kmにある無人島で、江戸時代には深浦など日本人漁民によって漁業が行われていた。明治以降青森県と秋田県との間で帰属争いが起きたが、昭和28(1953)年に青森県深浦町へ編入された。つまり、久六島は、江戸時代以来日本人漁民により経済的に利用されていたものの、行政的にどこにも所属していなかった。

最後に、竹島と男女群島について、保坂教授は「独島は、第5次測量事業に含まれた島で、長崎県の男女島は第8次測量事業範囲に入った島」としているが、上記同様、根拠が記されていない。文化元(1804)年9月、伊能忠敬は「日本東半部沿海地図」の成功により、幕臣に登用され、以後の測量は幕府の直轄事業となった。同年12月には、幕府より「西国筋一円海辺測量」の命が出た。文化2(1805)年2月、幕府より各藩に対して発した通牒によれば、「此度測量為御用東海道・中国筋・四国・九州・壱岐・対馬迄罷越候」とあり、測量事業範囲のなかに竹島、男女群島に入っているかどうか判然としない。いずれも保坂教授の憶測に過ぎない。男女群島は五島市の福江島の大瀬崎の南西約70kmに位置し、江戸時代には日本人が漁業を行っていた。竹島でも江戸幕府の許可のもと、日本人が漁業を行っていた。つまり、歴史上、竹島も男女群島もわが国以外の外国が統治した記録はなく、国際法上わが国が先占した島である。すなわち、島がどこの国に所属するかどうかと、地図に記載されているかどうかは、直接的には関係がない。さらに、保坂教授は「長崎の男女島は1877年「伊能図」に基づいて陸軍参謀本部が作成した日本の公式地図「大日本全図」に正確に描かれた」としているが、伊能図における島の描写について議論している時に、時代が異なり、後の地図を持ち出しても、意味はない。伊能図の記載については、伊

能図及びその関連史料によって議論すべきである。

今回、報道された「官板実測日本地図」では、伊能図には描写されていない地域や内陸部が追加された。島では、遠望描写であった色丹島と、描写がなかった択捉島と歯舞群島が全島描写されている。これは、安政 6 (1859) 年松浦武四郎の「東西蝦夷山川地理取調図」を参考にしたと考えられる。そのほか、伊能図に記載のなかった樺太、小笠原群島、琉球諸島が追加された。しかしながら、竹島同様、伊能図に記載のなかった青森県の久六島、長崎県の男女群島は「官板実測日本地図」記載されなかった。これは竹島とともに、久六島や男女群島は伊能図で測量されなかったもので、近代的な測量法に基づいた実測図が存在しなかったためである。「官板実測日本地図」の作製の際、幕府の勘定奉行・勘定吟味役は、「わが国の属島である、奥蝦夷（樺太）・琉球・無人島（小笠原）等が漏れていては外国人へ渡す際に不都合である。だからといって世に流布している図を補入したのでは、これは実測図でないから却て伊能図までも実測していないとのそしりを生む。実測していない部分を除くことは西洋では普通のことであり、属島などの記載が無くとも不都合ではない」と述べているのは、これを裏付けている。竹島、久六島、男女群島はわが国固有の領土であることから、実測図がなく、またこの地図に掲載されてなくとも、幕府がこれらの島を自国領と認識していなかったとはいえないのである。

また、「官板実測日本地図」作製の際、幕府の外国奉行は、「伊能図には、蝦夷地のクナシリ（国後）島までしか描写がないが、もとより、クナシリ・エトロフも、北蝦夷地（樺太）も北緯 50 度までは、現在もわが国所属である。無人島（小笠原）は古来よりわが国所属であると伝える。竹島（現在の鬱陵島）もわが国の所属と伝えているが、元禄年間朝鮮国へ付けたとされる。琉球国、竹島、エトロフ島以東の島、北蝦夷地のうち北緯 50 度以北は、絵図面で着色すれば問題ない」という意見を出しているが、松島（現在の竹島）については言及がないことから、幕府は朝鮮領と認識していたとはいえない。さらに、伊能図に松島（現在の竹島）が朝鮮領と記されていない以上、伊能図に松島（現在の竹島）が記載されていないことをもって、江戸幕府が朝鮮領と認識していたとはいえないのである。

一方、韓国側では、1954 年韓国が竹島を不法占拠する以前に、韓国側が竹島を統治した記録は一切存在しない。また 1950 年代以前に朝鮮王朝、大韓帝国、大韓民国が作製した地図のなかで、竹島は一切記されていない。つまり、韓国側では、竹島を統治していなかったばかりか、地理的に認識すらしていないのである。さらに、領有権紛争において、国際法上、公的地図であったとしても、二次的証拠としての価値しかない。韓国側では、国際法上、二次的証拠に過ぎないわが国の公的地図をことさら大きく取り上げ、竹島が日本領ではなく、韓国領であるとの主張を延々と展開しているが、国際法上重要であるのは地図ではなく、竹島に対する国家権能の表示、実効的占有の一例を示すことである。

※本稿は速報コメントであるので、史料の出典、参考文献等は省略した。詳細については別稿で触れることとしたい。

【報道翻訳】

■[単独]「独島は私たちの領土」証拠日本重要地図、韓国外交部に保管中  
キム・ヨンジュ、パク・テイン記者

入力：2017.04.06 16:00:26 修正：2017.04.07 08:45:35

写真説明 1867年官板実測日本地図 ペク・チュンヒョン教授が私財を投じて購入した1867年官板実測日本地図。地図に隠岐島はあるが独島はない。独島が日本領土ではないと判断を下したからである。

日本が独島を自国領土と見なさなかったという事実が載った重要資料を私たちの外交部が20年余前から隠密に保管してきたことが確認された。このような事実は韓国国際法の大物と呼ばれる故ペク・チュンヒョンソウル大法大教授10周忌の行事を準備する過程で一步遅れて明らかになった。

毎日経済新聞が外交部の保有の有無を初めて確認した資料は「官板実測日本地図」だ。19世紀日本の江戸幕府主導の公信力のある官撰地図という点で意味が大きいというのが独島問題専門家たちの説明である。

この地図は1870年に正式に発行され、「日本地図製作の母本」と呼ばれる。地図は1900年代初めの実測当時の江戸幕府の領土認識を正確に示している。以後明治時代の多くの官製地図も伊能忠敬の地図をもとにして作成された。ところで、この地図を見れば隠岐諸島は見えるが、その上に位置しなければならない独島はどこにもない。当時日本が独島を自国領土と認識しなかったことが明確に分かる部分である。

該当地図の写真が公開されたことはあるが、日本側は「官板実測日本地図」を通じて、独島領有権主張の虚構性が現れることを憂慮して、韓国の研究者の資料へのアクセスを遮断してきた。地図を所蔵している日本のある大学図書館も地図に対する撮影さえ許諾せず、ペク教授は東京の専門書店を随時出入りしたあげく、地図を確保したと伝えられた。

外交部の関係者は、「該当地図の原本を外交部が確保して某所に保管していることは事実」としながら、「重要な資料であるので、最上の状態で保存することができる桐の棺の中に地図を保管している」と確認した。また「官板実測日本地図」を公開しない理由について外交部は、「独島が韓国の領土であることを確認できる重要な史料をすでに多数公開している」とし、「多様な機会を通じて、関連資料を公開する準備は常にしていた」と説明した。

この地図は日本のキム・ジョンホと呼ばれる伊能忠敬(1745～1818)が1800年から1817年まで17年の間、日本全体を実測して1821年完成した「大日本沿海輿地全図」をもとに作られたという点で歴史的意義がある。二つの地図いずれも独島と関連した、いかなる表記もなく、独島が韓国領土であることを示す重要な史料と評価される。

国内の代表的独島専門家である保阪祐二世宗大教授は、「忠敬の「大日本沿海輿地全図」は10回余りの実測を通じて作られたが、5次実測から江戸幕府が支援した国家事業であった」とし、「当時忠敬は10回の実測過程で独島を訪問しなかった。これは独島が日本の領土ではない直接的証拠であり、韓国領土という事実を示している」と説明した。

故ペク・チュンヒョン教授は、1961年ソウル大法大を卒業して、1968年から2004年までソウル大法大教授を勤めた。韓国人で初めて国連人権特別報告官を勤め、国際仲裁裁判所の裁判官としても活動した。フランスに略奪された外圭章閣の儀軌返還、独島領有権紛争、乙巳保護条約の国際法的不法性などを明らかにすることに、先頭に立ってきた故人は、脳出血で去る2007年享年68歳で死去した。

一方故ペク・チュンヒョン教授10周忌を迎え、彼の生涯を描いた伝記が出版される。

カンソン（澗松）チョン・ヨンピル（全鑿弼）、スファ（樹話）キム・ファンギ（金煥基）、キム・スファン（金寿煥）枢機卿などの伝記を書いたイ・チュンニョル作家が執筆した。

ペク教授の次男であるペク・ヨンジンさんは、「1998年父が当時のお金で1000万円（1億ウォン）という巨額の私財を投じて地図を購入、韓国へ持ってきたが、マスコミに知らせなかった」とし「当時韓日両国の間には「新韓日漁業協定」と「中間水域」に対する論議が進められる敏感な時期であった」と説明した。彼は「父は適当な時期を選択して論文を発表しようと思ったが、突然亡くなったせいで、地図は今まで光を見られなかった」と事情を説明した。

[キム・ヨンジュ記者/パク・テイン記者]

<http://news.mk.co.kr/newsRead.php?no=234390&year=2017>